

物流効率化法にかかる特定荷主等が行う システム上での届出書提出時の注意点

1. 特定荷主等が行う手続きに関する注意点 ※各手続共通
.....3
2. 特定荷主の指定の届出に関する注意点
.....15
3. 物流統括管理者の選任の届出提出にあたっての注意点
.....19
4. 中長期計画の提出にあたっての注意点
.....21



※1は全ての手続きに関する共通事項のため、
本冊子をご活用いただく際には、

1と行おうとする手続きのパートを確認ください

※12ページ目の設定は確実に行っていただくようお願いします

1. 特定荷主が行う 手続きに関する注意点

※各手続共通

(最終更新:2026年8月12日)

2026年4月から施行された**物流効率化法**により、
一定規模以上の荷主・物流事業者は「**特定事業者**」として指定されます。

特定荷主・
特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量

9万トン以上

特定貨物自動車
運送事業者等

保有車両台数

150台以上

特定倉庫業者

貨物の保管量

70万トン以上

特定事業者には、下記の取組が義務付けられます。

- 1 中長期計画の作成
- 2 定期報告
- 3 物流統括管理者(CLO)の選任

特定荷主・
特定連鎖化
事業者のみ

詳しくは
「物流効率化法」理解促進
ポータルサイトをご確認ください

物流効率化法 ポータルサイト



改正物流効率化法に関する届出・指定等の手続きは、
原則、「**e-Gov電子申請**」にてオンライン申請をお願いいたします。

e-Gov電子申請  <https://shinsei.e-gov.go.jp/>

e-GOV 電子申請

「手続分野分類から探す」から
大分類「国土交通」→ 中分類「物流」→ 小分類「物流効率化法」で検索

トップ

電子申請について

利用準備

手続検索

ヘルプ

e-Govポータル >

いつでも、どこでも申請
仕事を効率化するe-Gov電子申請

ログイン

e-Govを初めてお使いの方へ

- 操作マニュアルや各種様式は国土交通省のホームページからダウンロードいただけます。
https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mn1_000034.html
- 申請には「**GビズID**」が必要となります。以下のサイトからアカウントの作成をお願いいたします。
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

特定荷主が行う手続きに関する注意点①

1

申請の前に

- e-Gov電子申請を利用するためには、事前に「**GビズID**」の作成が必須です。
取得していない場合には、以下のURLから取得手続きを行ってください。
※ GビズID取得ページ(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)



Point !

- GビズIDのアカウント種別は、原則「**プライム**」での取得をお願いいたします。
※ 「プライム」は取得時に審査がありますが、それにより申請時に転記される住所等の基本情報がより正確に反映されますので、書類不備により修正作業が発生するリスクを減らせるメリットもあります。



Caution !

- **基本情報等の入力の際、誤りがないようご確認ください。**
届出等を提出する際、GビズIDに登録された住所等の基本情報が自動的に転記される仕組みとなっております。
※ 届出時に自動転記された情報は手動で修正することも可能です。

特定荷主が行う手続きの注意点②

2

手続検索時における注意点

- 「特定荷主が行う手続き」の選択にあたっては、
提出する省庁ごとに選択すべき手続きが異なるため、
提出先省庁の名前が記載された手続きを選択してください。

例	農林水産省への中長期計画の提出	➡	06-04 特定荷主中長期計画書 (農林水産省提出用)
	経済産業省への中長期計画の提出	➡	07-04 特定荷主中長期計画書 (経済産業省提出用)



- 提出先は**主たる事業の所管省庁**を選択ください。所管省庁は以下を参照ください。
<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001993304.pdf>

※主たる事業については、自社の事業内容について貨物の運送の委託及び受渡しの規模や、事業種別の従業員数、営業収益の割合その他様々な観点から総合的に判断して決定してください

- 「**手続名称から探す**」で検索することも可能です。

🔍 手続名称から探す

検索

「特定荷主中長期計画」と入力し、検索

特定荷主が行う手続きの注意点③

3

入力時における注意点

○ 「所在地」について

「所在地」はGビズIDのアカウントから自動的に転記されますが、番地が登録されていない場合がありますので、番地まで正しく入力されているかご確認ください。

○ 「主たる事業」と「細分類番号」について

「細分類番号」はわからない場合は、e-Stat(※)の「キーワード検索」から検索可能です。

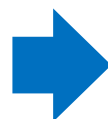
※e-Stat(<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>)

例 「自動車ターミナル業」を主たる事業として営んでいる場合



キーワード検索	自動車ターミナル
検索オプション	
日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定)	
集約して表示 (分類を集約して一覧表示します)	
分類コード	分類名
4853	運輸業、郵便業 > 運輸に附帯するサービス業 > 運輸施設提供業 自動車ターミナル業

【 e-Statの画面 】



必須	主たる事業	自動車ターミナル業
必須	細分類番号	4853

【 届出入力画面 】

検索結果を転記

※「細分類番号」で入力いただいた4桁の数字に対応する細分類名をそのまま入力してください。

特定荷主が行う手続きの注意点④

- 主たる事業を所管する省庁に提出する手順から

複数の省庁を選択し、提出することが可能です。

そのため、提出する省庁ごとに別途手順を行っていただくことは必要ありません。

The screenshot shows a web form with two main sections: '主たる事業の所管' (Managed by Main Business) and '事業の所管' (Managed by Business). The '主たる事業の所管' section has a red box around the '所管' (Managed) label. A yellow callout points to this section, containing the text: 「所管」の欄には 主たる事業の所管省庁（提出先省庁）を設定し 「事業の所管」の欄に 主たる事業以外を所管する省庁を選択. Below this, the '主たる事業の所管' section has three rows of input fields, each with a red '必須' (Required) label: '省庁' (Prefecture) with '国土交通省' (Ministry of Land, Infrastructure, and Transport), '部局' (Agency) with '関東運輸局' (Kanto Transport Bureau), and '課室' (Division) with '交通政策部 環境・物流課' (Transport Policy Division, Environment and Logistics Section). The '事業の所管' section has a red box around its title and a sub-section '所管1' (Managed 1) with three rows of input fields, each with a grey '任意' (Optional) label: '省庁' (Prefecture) with '農林水産省' (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries), '部局' (Agency) with '関東農政局' (Kanto Agriculture Bureau), and '課室' (Division) with '経営・事業支援部食品企業課' (Business and Business Support Division, Food Business Section).

主たる事業の所管	
必須 所管	
必須 省庁	国土交通省
必須 部局	関東運輸局
必須 課室	交通政策部 環境・物流課

事業の所管	
所管1	
任意 省庁	農林水産省
任意 部局	関東農政局
任意 課室	経営・事業支援部食品企業課

「所管」の欄には
主たる事業の所管省庁（提出先省庁）を設定し
「事業の所管」の欄に
主たる事業以外を所管する省庁を選択

特定荷主が行う手続きの注意点⑤

○「審査担当省庁」について

審査担当省庁で選択した「主たる事業の所管」の機関と、選択した「事業の所管」の機関いずれにも提出されます。

※提出先を誤ると、提出先から差し戻されますので、特に以下の点にご注意いただき提出してください。

- ✓ 選択した手続名「貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書(●●省提出用)」の「●●省提出用」の部分と同一の省庁を選択しているか。
- ✓ 届出先は各省庁の「本省」なのか、「地方支分部局」なのか。
※ 財務大臣(国税庁に提出するもの)、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣への提出の場合は、自社が所在する都道府県を管轄する地方支分部局を設定してください。
- ✓ そもそもの提出先省庁に誤りはないか。
業種毎に提出先省庁が異なりますので、以下に掲載されている提出先と照らし合わせ、提出先が正しいか改めてご確認ください
【提出先省庁】 <https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001993304.pdf>
- ✓ 主たる事業を所管している省庁が複数ある場合や、主たる事業以外の事業を所管している省庁がある場合は、「事業の所管」の所管1以降に記載してください。

※主たる事業以外で、中長期計画や定期報告において取り上げる課題のない事業の荷主事業の所管大臣は、提出先から除くことができます

特定荷主が行う手続きの注意点⑥

○ 一時保存後に発生するエラーについて

申請データを一時保存した後、後日入力を再開して提出した際に、入力内容に不備がないにもかかわらずエラーが表示される場合があります。

記入漏れや指定外の文字の入力などがないことを確認後も、同様のエラーが発生する場合には、恐れ入りますが、一時保存データを使用せず、改めて申請をお願いいたします。

※ 本事象は、一時保存後にシステムアップデートが実施された場合に発生することがございます。

❶ 以下のエラーがあります。

・要素 '井明の機会の付与に際しての留意事項' に無効な子要素 '留意事項5' があります。

❶ 以下のエラーがあります。

・要素 '審査担当省庁' には無効な子要素 '注意文' が含まれています。必要とされる要素は '主たる事業の所管' です。

【エラーの例】

特定荷主が行う手続きの注意点⑦ 【重要】

4 提出後における注意点

○ 審査担当省庁から差し戻された場合等の「通知設定」等について

申請内容に不備等があった場合、審査担当省庁から書類が差し戻されますので、その際には補正を行っていただいた上で、再提出していただく必要があります。

このとき、差し戻されたことに気付かないまま提出締切りを超過してしまわないよう、
以下のご対応をお願いいたします。

- 1 「処理状況」の画面から、定期的に手続の進捗状況を確認する
- 2 「メッセージ通知」を設定し、メール等で通知が受けられるようにする

※ 初期設定では通知が来ない設定となっておりますので、必ず設定変更ください。

「アカウント管理」→「利用者設定」から設定変更が可能です。詳細は以下をご参照ください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/mypage/user-settings.html>



【e-Gov電子申請画面】

特定荷主が行う手続きの注意点⑧

○ 提出した書類の審査状況等の確認方法について

提出した書類に関して、提出先にお問い合わせいただくことが多数ありますが、まずは以下の画面から自社の手続きのステータスについて確認いただけます。

マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | 申請案件一覧 | メッセージ | 基本情報管理

申請案件状況

申請情報

到達番号	20260317111209642e
法人名	サンプル法人名
申請者氏名	サンプル 太郎
手続名称	08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用）／08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用）
提出先組織	関東地方整備局,建政部,建設産業第一課

ステータス：到達

到達／補正日

2026年3月17日
11時12分

審査開始

審査終了

手続終了

履歴一覧

申請取下げ

申請取下げ

「ステータス」が審査終了となっていれば、
審査が終了した状態です

特定荷主が行う手続きの注意点⑨



○ 提出した書類に対する国からの通知について

提出した書類に関して、審査が完了し、公文書の発出があるのは
「特定荷主の指定の届出」と「特定連鎖化事業者の指定届出」のみとなります

※「物流統括管理者の選任の届出」、「中長期計画」、「定期報告」については、
手続きが完了しても、所管省庁から受理証明書などは届かないのでご了承ください

○ 本社所在地や代表取締役の変更等があった場合の手続きについて

既に提出した届出等において記載していた主たる事務所の所在地や代表者に変更があった場合においては、GビズIDの基本情報を変更いただくのみで結構です。



これら(本社所在地、代表者氏名 等)の変更があった場合でも、
新たに「特定荷主の指定の届出」や「物流統括管理者の選任の届出」を
新しい内容で提出いただく必要や、変更届等をご提出いただく必要はありません。

2. 特定荷主の指定の届出 提出にあたっての注意点

(最終更新:2026年8月12日)

1

手続検索時における注意点

- 「特定荷主の指定の届出」の提出あたっては、
「**00-01** 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書(●●省提出用)」
と記載のある手続から申請をお願いいたします。

例	農林水産省への提出	➡	06-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (農林水産省提出用)
	経済産業省への提出	➡	07-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (経済産業省提出用)



- 提出先は**主たる事業の所管省庁**を選択ください。所管省庁は以下を参照ください。
<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001993304.pdf>
※主たる事業については、自社の事業内容について貨物の運送の委託及び受渡しの規模や、事業種別の従業員数、営業収益の割合その他様々な観点から総合的に判断して決定してください
- 「**手続名称から探す**」で検索することも可能です。

④ 手続名称から探す

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

検索

「貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書」
と入力し、検索



- 「00-06 貨物の受渡しの状況届出書(●●省提出用)」は「連鎖化事業者」用の手続となりますので、特定荷主になる方は選択しないでください。
- 主たる事業を所管する省庁に提出する手続から複数の省庁を選択し、提出することが可能です。
そのため、提出する省庁ごとに別途手続を行っていただくことは必要ありません。

■主たる事業の所管

所管	
必須 省庁	国土交通省
必須 部局	関東運輸局
必須 課室	交通政策部 環境・物流課

■事業の所管

所管1

任意 省庁	農林水産省
任意 部局	関東農政局
任意 課室	経営・事業支援部食品企業課

「所管」の欄には
主たる事業の所管省庁（提出先省庁）を設定し
「事業の所管」の欄に
主たる事業以外を所管する省庁を選択

○ 「委託状況」、「受渡状況」について

「委託状況」は「第一種荷主」、「受渡状況」は「第二種荷主」に関する記載項目です。
基準重量(9万トン)を超える区分にチェックを入れてください。



Caution !

「第一種荷主」、「第二種荷主」のどちらの区分でも9万トンを超えている場合には、
「委託状況」と「受渡状況」の両方にチェックして届け出る必要があります。

※ いずれも基準重量を超えているに関わらず、一方のみチェックして提出することのないようご注意ください。

※ 重量の記載は任意ですが、重量を把握している場合はなるべく記載ください。

第一種荷主として9万トンを超えている場合はチェック

■委託状況	
任意 年度	2025
任意	☒ 9万トン以上
任意 重量(トン)	12345678

前年度の西暦を記載

第二種荷主として9万トンを超えている場合はチェック

■受渡状況	
任意 年度	2025
任意	☒ 9万トン以上
任意 重量(トン)	12345678

把握できている場合は重量を記載

【届出入力画面】

注意: 第一種・第二種どちらの区分でも9万トンを超えている場合、両方チェックする

3. 物流統括管理者の選任の届出 提出にあたっての注意点 (最終更新:2026年5月15日)

1

提出時における注意点

- **特定荷主の指定の通知を受け取った日以降**に提出してください。

※物流統括管理者の選任の届出には、特定荷主の指定の通知に記載される

「特定事業者番号」が必要となります

- 様式内における「物流統括管理者の選任日付」は、**特定荷主の指定の通知を受け取った日以降**に記載ください。

※法律上、**物流統括管理者は特定荷主の指定を受けた後、選任されることが必要**です。

事前に社内において選任していた場合においても届出上は、

特定荷主の指定の通知を受け取った日以降の日付に記載ください



2. 物流統括管理者の氏名等

■ 氏名等1

必須 選任日付 ※半角数字のみ 2026 年 2 月 27 日

任意 解任日付 ※半角数字のみ 西暦 年 月 日

必須 役職名 役職名サンプル

必須 氏名 氏名サンプル

特定荷主に指定された通知を受け取った日以降の日付を記載ください

4. 中長期計画の提出に あたっての注意点

(最終更新: 2026年8月12日)

1

入力時における注意点

- 初めて中長期計画の提出をする際には「計画内容変更」の欄にチェックを入れずに提出してください。

【e-Gov電子申請画面】

■ 計画期間		
必須	年度FROM(西暦)	4桁の半角数字のみ
必須	年度TO(西暦)	4桁の半角数字のみ
任意	計画内容変更	☐ 変更有り

初回の提出時は
チェックは不要です

- 各取組事項の実施時期について、取り組む予定年度を必ず記載してください。
また、その際には「通年」等の記載ではなく、西暦で記載するなど時期が具体的にわかるように記載してください

任意 時期	○ : 2026年度～2030年度 × : 通年
--------------	--

- 1区分(例:荷待ち時間の短縮)に関する計画について、
e-Gov電子システムに直接入力できるのは、5個までとなっています。
- そのため、6項目以上の取組を記載いただくには、以下URLから「(様式3別紙)中長期計画書(特定荷主)」をダウンロードいただき、当該wordに記載の上、システム上の「添付書類」をクリックし、当該wordを添付の上提出してください。

※なお、6項目以上記載する区分のみを当該wordに記載の上、添付書類として提出してください。

そのほかの区分の記載や基本情報はシステムに入力ください。

※6項目以上記載する取組がある場合は、5項目目まではシステムに入力してください。

6項目目以降の取組を当該wordに記載いただき、システムに添付して提出してください。

ダウンロードURL : <https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/butsuryu-kouritsuka.html>

【特定荷主（特定第一種荷主、特定第二種荷主）】

- ▶ 特定荷主の対応の手引き (PDF形式 : 9,586KB)  (New!)
- ▶ (様式第1) 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (Word形式 : 40KB) 
- ▶ (様式第2) 特定荷主指定取消申出書 (Word形式 : 41KB) 
- ▶ (様式第3) 中長期計画書(特定荷主) (Word形式 : 49KB) 
- ▶ (様式第3別紙) 中長期計画(特定荷主) e-Gov電子申請添付書類用テンプレート (Word形式 : 35KB)
- ▶ (様式第4) 物流統括管理者 選任・解任届出(特定荷主) (Word形式 : 42KB) 

6個以上の取組を記載する場合のみ添付してください。

添付書類

提出する書類がある場合、添付してください。

【e-Gov電子申請画面】